

バス運転の業務の時間外労働の上限規制等に関する説明会を開催します！

時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた自動車運転の業務に対して、令和6年4月1日から、上限規制が適用されています。

埼玉労働局・労働基準監督署では、昨年に引き続き、バス運転の業務に係る事業場の労務管理担当者様等を対象として、時間外労働の上限規制及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）の内容を中心とした説明会を下記の日程で開催いたします。

今回の改正では、「時間外労働・休日労働に関する協定届」（36協定届）の様式も変更されており、その内容、留意事項等についてもご説明いたします。

バス運転者を使用されている事業者の皆様にはぜひご参加いただきたくお願い申し上げます。

なお、今回はオンラインにより開催いたしますので、これまで説明会に参加できなかった事業場の皆様にも、各事業場でご参加いただけます。ぜひこの機会をご利用いただきますようお願い申し上げます。

申込方法等、詳細は、埼玉労働局ホームページをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/news_topics/event/2024roudou-setsumeikai.html



名称	バス運転者を使用する事業場における時間外労働の上限規制等に関する説明会
開催日時	令和6年11月22日（金）13:15～15:45
開催形式	オンライン（ZOOM）
内容	1 時間外労働の上限規制、改善基準告示等について 2 労働災害防止について 3 助成金について

※本説明会は、厚生労働省がランゲート株式会社へ委託し、実施しております。申し込みは、上記埼玉労働局ホームページから、**ランゲート株式会社『時間外労働の上限規制等に関する説明会』ホームページ**に移動いただき、お申し込みください。

担当 埼玉労働局労働基準部監督課
電話 048-600-6204